

有識者検討会における検討結果(概要)

オルトートルイジン

※製造・取扱業務

◆平成28年7月28日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表

オルトートルイジンは、IARCにおける発がん性分類はGroup1(ヒトに対して発がん性がある)となっており、福井県の化学工場におけるばく露実態及び全国の取扱状況を踏まえ、職業がんの予防の観点から、オルトートルイジンの製造・取扱作業について制度的対応を念頭に置いて、健康障害防止措置を検討すべきとされた。

◆平成28年8月26日「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」公表

リスク評価検討会報告を受け、オルトートルイジンについて具体的健康障害防止措置を検討し、以下のとおりとりまとめた。

- 特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質と同様に作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要
- ヒトに対して発がん性があることから、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要 等

三酸化ニアンチモン

※製造・取扱業務(一部適用除外あり)

◆平成27年8月12日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表

三酸化ニアンチモンの「リスク評価」の結果、それぞれ製造・取扱業務で、作業工程に共通すると考えられる高いリスクが認められたため、健康障害防止措置を検討すべきとされた。

◆平成28年10月18日「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」公表

リスク評価検討会報告を受け、オルトートルイジンについて具体的健康障害防止措置を検討し、下記のとおりとりまとめた。

- 特定化学物質障害予防規則の管理第2類物質と同様に作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要(樹脂等により固形化された物を取り扱う業務を除く。)
- ヒトに対する発がんのおそれがあることから、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要
- 三酸化ニアンチモンの製造炉等における、かき落とし作業、湯出し作業については、発じんのおそれが高いため、発散抑制措置等による作業場の管理を基本としつつ、呼吸用保護具の着用の義務づけが必要 等

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告(オルトートルイジン)

健康障害防止措置に係る検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正を行った。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

	オルトートルイジン
政令	<ul style="list-style-type: none">◆特定化学物質に追加<ul style="list-style-type: none">▶作業主任者の選任▶作業環境測定の実施▶特殊健康診断の実施
特化則	<ul style="list-style-type: none">※製造・取扱業務に適用◆特定第二類物質に指定<ul style="list-style-type: none">▶容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け、特殊健康診断の実施等の義務付け◆作業主任者は特定化学物質作業主任者技能講習の修了者から選任◆特別管理物質に追加<ul style="list-style-type: none">▶作業記録の作成▶健診記録、測定記録、作業記録等の30年保存
安衛則	<ul style="list-style-type: none">◆局所排気装置等の設置届
関係告示	<ul style="list-style-type: none">◆作業環境測定基準◆作業環境評価基準(管理濃度1ppm)

公布期日等

政令:平成28年11月2日公布 平成29年1月1日施行
省令:平成28年11月30日公布 平成29年1月1日施行

※一部の規定に経過措置あり。

経皮吸収対策の強化(膀胱がん発症事案を契機とした)

改正の趣旨

福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する調査等において、オルトトルイジンが労働者の皮膚に接触し、長期間にわたり労働者の皮膚から吸収されていたことが示唆されたことを踏まえ、経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質による職業がん発生を防止するため、改正を行ったもの。

改正の内容

次の措置を特定化学物質障害予防規則に追加。主要な措置は下記のとおり。

特化則

◆ 洗浄設備

第1類物質又は第2類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときに備え付けられている洗浄設備に関し、以下の措置を設定。

- 事業者は、労働者が第1類物質又は第2類物質に汚染されたときは、身体を速やかに洗浄させ、汚染を除去すること
- 労働者は、事業者から洗浄を命じられたときは、その身体を洗浄すること

◆ 保護衣等

特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、又は取り扱う作業若しくはこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣等の備え付けることに加え、経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質(次頁参照)については、以下の措置を規定

- 事業者は、当該物質を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であって、皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに、労働者を従事させるときには、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること
- 労働者は、事業者から使用を明示されたときは、これらの保護具を使用すること(1, 3-プロパンスルトンについても同様に規定)

公布期日等

省令:平成28年11月30日公布 平成29年1月1日施行

経皮吸収による障害のおそれがある場合に、保護衣等の使用が義務となる特定化学物質

第1類物質及び第2類物質のうち、日本産業衛生学会において、皮膚と接触することにより経皮的に吸収される量が全身への健康影響または吸収量からみて無視できない程度に達することがあると考えられると勧告がなされている物質、又はACGIH(米国労働衛生専門家会議)において、皮膚吸収があると勧告がなされている物質

第1類物質

ジクロルベンジジン及びその塩 塩素化ビフェニル(別名PCB)
オルトトリジン及びその塩 ベリリウム及びその化合物 ベンゾトリクロリド

第2類物質

アクリルアミド アクリロニトリル
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
エチレンイミン オルトトルイジン オルトフタロジニトリル クロロホルム
シアン化カリウム シアン化水素 シアン化ナトリウム 四塩化炭素
1,4-ジオキサン 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)
ジクロロメタン(別名二塩化メチレン) ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
1,1-ジメチルヒドラジン 臭化メチル 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
スチレン 1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン) ナフタレン ニトログリコール
パラニトロクロロベンゼン 弗化水素 ベンゼン ペンタクロロフェノール(別名PCP)
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)のうち、シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
又は2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。
沃化メチル 硫酸ジメチル

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告(三酸化ニアンチモン)

健康障害防止措置に係る検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正を行うこととした。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

	三酸化ニアンチモン
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定化学物質に追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施
特化則	<ul style="list-style-type: none"> ※製造・取扱業務に適用((樹脂等により固形化された物を取り扱う業務を除く。)) ◆管理第二類物質に指定 <ul style="list-style-type: none"> ➢容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け、特殊健康診断の実施等の義務付け ◆作業主任者は特定化学物質作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆特別管理物質に追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢作業記録の作成 ➢健診記録、測定記録、作業記録等の30年保存 ◆特殊な作業の管理(製造炉に付着した物(鑄付き等)のかき落とし作業、製造炉からの湯出し作業(滓取り、ノロ除去等))
安衛則	<ul style="list-style-type: none"> ◆局所排気装置等の設置届
関係告示	<ul style="list-style-type: none"> ◆作業環境測定基準 ◆作業環境評価基準(管理濃度0.1mg/m³)

公布期日等

政令:平成29年3月公布 平成29年6月1日施行 (予定)

省令:平成29年3月公布 平成29年6月1日施行 (予定) ※一部の規定に経過措置あり。